

## 宮崎県自動車税種別割「早めが अच्छゃがキャンペーン」事業実施要綱

宮崎県自動車税種別割「早めが अच्छゃがキャンペーン」事業の実施については、この要綱により定めるものとする。

### (趣旨)

第1条 この事業は、宮崎県（以下「県」という。）における自動車税種別割の納期内納付率の向上を図るため、県内事業者等との協働により納税者の納期内納付に対する関心を高めることで、本県の徴収業務に係る経費の削減ひいては本県の安定的な財源の確保に繋げることを目的とする。

### (実施内容)

第2条 納期内納付した納税者が、自動車税種別割の領収書等を県に登録した協賛店に提示することで、特典サービスを受けることができるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 原則として、4月1日を賦課期日として4月下旬に納税通知書を発付する県の自動車税種別割について、納期内納付した個人の納税者をいう。
- (2) 納期内納付 前号の自動車税種別割について、納期限の5月31日（休日の場合は翌開庁日）までに完納することをいう。
- (3) 領収証書等 自動車税種別割を納期内納付した事実を証する次の書類をいう。
  - ア 金融機関等の領収印が押印された領収証書
  - イ 口座振替納税通知書
  - ウ インターネットを利用したクレジットカード納税など手元に領収印が押印された領収証書が残らない方法により納税した場合は、手続完了画面を出力したするなど納期内納付が確認できるもの
- (4) 協賛店 本キャンペーンの趣旨に賛同し、領収証書等を提示した対象者（以下「利用者」という。）に対して特典サービスを提供する店舗又は施設をいう。
- (5) 特典サービス 協賛店が利用者に対し提供することとした、各店舗または施設が独自に定めた割引等のサービスをいう。

### (キャンペーンの周知)

第4条 県は、自動車税種別割納税通知書や同封するチラシ等により、納税者に対して本キャンペーンの周知を行う。

2 県は、ホームページにおいて、県民に対して本キャンペーンの周知を行うとともに、対象者に向けて協賛店の情報や特典サービスの内容を掲載する。

### (キャンペーン期間)

第5条 協賛店が特典サービスを提供する期間は、原則県が第3条の自動車税種別割納税通知書を発付した日から、当該日の属する年度の8月31日まで（以下「キャン

ペーン期間」という。)とする。ただし、協賛店からサービスの提供する期間の延長等の申し出があった場合は、県と協議の上、決定するものとする。

(特典サービスの利用等)

第6条 特典サービスを受ける際の確認に用いる領収証書等は、納期内納付した日の属する年度のキャンペーン期間に限り利用することができる。

2 特典サービスの利用者は、次の各号に掲げる事項に同意の上で利用するものとする。

- (1) 協賛店が納期内納付していることを確認できる領収証書等を提示すること。
- (2) 協賛店が領収証書等の裏面の確認欄に特典サービスを利用した旨の記録を付ける場合は、これを了承すること。
- (3) 領収証書等を複製するなど、不正な行為をしないこと。

(協賛店の範囲)

第7条 協賛店は、県内に所在する店舗又は施設に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛店の申込みをすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定されるもの及び類似のもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (3) 暴力団の関連するもの
- (4) 消費者金融に係るもの
- (5) たばこ及び酒類の販売や提供を主とするもの
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 県税を滞納している事業者に係るもの
- (8) その他、県が適当でないと認めるもの

(特典サービスの提供)

第8条 協賛店は、特典サービスを独自に定めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは特典サービスとすることができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (4) その他本キャンペーンの趣旨にそぐわないと認められるもの

2 協賛店は、キャンペーンの期間の特典サービスの提供を実施しない日又は期間を独自に定めることができる。

(協賛店の登録)

第9条 協賛店の登録を希望する事業者は、「自動車税種別割早めが अच्छがキャンペーン協賛店登録申込書(別紙様式第1号)」を宮崎県総務部税務課長(以下「宮崎県税務課長」という。)に提出するものとする。

2 宮崎県税務課長は、前項の申込書を受理した場合は、その内容について審査を行い、協賛店として適当であると認めるときは、事業者に対して登録した旨を通知する。

3 第1項の申込みは、原則として店舗又は施設ごとに行うものとする。ただし、複数の店舗又は施設の登録を希望する事業者は、宮崎県税務課長と事前に協議の上、一括

して申し込むことができる。

- 4 協賛店の登録は、第2項の通知の日から最初に到来するキャンペーンの期間の末日まで有効とする。

(納期内納付の確認等)

- 第10条 協賛店は、特典サービスの提供に当たり、利用者に対して領収証書等の提示を求め、納期内納付されていることを確認するものとする。
- 2 協賛店は、利用者の同意を得た上で、領収証書等の裏面の確認欄に特典サービスを提供した旨の記録を付けることができる。
- 3 協賛店は、特典サービスの提供に際して収集した利用者の個人情報について、慎重かつ適正に取り扱うとともに、利用者の同意がない限り特典サービスの提供以外の目的で使用してはならない。
- 4 県は、利用者本人からの依頼であっても、協賛店に対して納期内納付の状況について情報提供を行わない。

(協賛店の登録の変更)

- 第11条 協賛店は、特典サービスを含む登録内容を変更しようとする場合は、「自動車税種別割早めが अच्छاがキャンペーン協賛店登録変更届出書(別紙様式第2号)」を宮崎県税務課長に提出するものとする。ただし、特典サービスとして提供する物品の不足や不具合など、やむを得ない事由により一時的に変更する場合はこの限りではない。
- 2 宮崎県税務課長は、前項の届出書を受理した場合は、その内容について審査を行い、適当であると認めるときは登録内容の変更を行う。

(協賛店の廃止)

- 第12条 協賛店の登録を廃止しようとする場合は、「自動車税種別割早めが अच्छاがキャンペーン協賛店登録廃止届出書(別紙様式第2号)」を宮崎県税務課長に提出するものとする。

(協賛店の登録の取消し)

- 第13条 宮崎県税務課長は、協賛店が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。
  - (1) この要綱の規定に違反した場合
  - (2) その他本キャンペーンの趣旨にそぐわないと認められる場合

(ポスターの掲示等)

- 第14条 宮崎県税務課長は、協賛店に登録した店舗又は施設に対し、ポスター等を配布する。
  - 2 協賛店は、前項のポスター等の配布を受けた場合は、所定の位置に提供するサービスの内容等を記載の上、特典サービスを提供する期間の末日まで対象者の見やすい位置に掲示するものとする。
  - 3 協賛店は、特典サービスの内容を変更したときは、変更の日以降速やかにポスターに記載した特典サービスの内容を変更するものとする。
  - 4 協賛店を廃止したとき又は協賛店の登録が取消しとなったときは、廃止又は取消しの日以降速やかにポスター等を撤去するものとする。

(保証の否認及び免責)

- 第15条 県のホームページにおける情報の掲載は、協賛店が提供する特典サービスの情報を県民及び対象者に対して紹介するものであって、県が取扱商品等の推奨や販売促進、顧客斡旋又は集客効果等を保証するものではない。
- 2 協賛店は、特典サービスの内容が協賛店に適用される法令や業界団体の内部規則等に違反しないものであることを、自己の責任において確認するものとする。また協賛店としての登録やホームページへの掲載は、県が当該法令等に適合することを保証するものではない。
- 3 県は、本キャンペーンに関連して、協賛店と利用者の間で行われる取引には一切関与しないものとし、協賛店において何らの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。
- 4 第1項から前項までに規定するもののほか、本キャンペーンに関連して協賛店、利用者及びその他第三者の間でトラブル、損失、損害等が生じた場合は、各自の責任と費用で当事者間において解決するものとし、県の責めに帰すべき事由に起因するものであることが明らかである場合を除き、県は一切免責されるものとする。

(協議等)

- 第16条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱について疑義が生じた場合は、県及び協賛店が協議の上、解決を図るものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、本キャンペーンに必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は平成31年3月18日から施行する。